

司法院釈字第394号（1996年1月5日）*

争 点

營造業管理規則(建設業法)および内政部(総務省)の通達に定められる制裁・処罰性のある処分が違憲か。

(營造業管理規則及内政部函釋所定裁罰性處分規定違憲?)

キーワード

建築法(建築基準法)、營造業管理規則(建設業法)、通達(函釋)、法律留保(法律保留)、法律授權

解釈文：建築法第一五条第二項は、「營造業に関する管理規則は内政部（総務省）により定められる」と規定し、營造業に関する管理規則を定めることを概括的に授権するものである。この授権条項は、授権の内容と範囲について明確に定めていないものの、法律の全体的な解釈からみれば、立法者が營造業登録の要件、營造業およびその従業員の行為準則、主管機関の監督管理等の事項について、その行政専門性を考慮したうえ、主管機関に法規命令（行政命

令）を定めさせ規律すると推知することができる。營造業者への制裁・処罰性のある処分については、上述した事項との関わりがあるにもかかわらず、国民の権利に制限をもたらすことになるため、その処罰の構成要件および法律効果については、法律で定めるべきである。法律は行政機関に法規命令（行政命令）を定めさせ、規律すると授権する場合なら、具体的にかつ明白に定めなければならない。これは憲法第二三条で定められる法律留保原則に合致する。

*翻訳者：王萱琳

「當造業管理規則第三一条第一項第九款でいう、「連續的に三年内に本規則又は建築法規の規定に三回以上に違反する場合に、省（市）主管機関から中央主管機関に報告し認められた後その登録証明書を取り消し、また公報に載せる」という定め、並びに内政部（総務省）による中華民国七四（1985）年一二月一七日（七四）台内營字第357429号の通達でいう、

「當造業は當造業管理規則による主（専）任技師が出国またはその他の原因のため職務を務めることができない場合に、一ヶ月を超えてその状況はもはやなくなったとき、警告処分を与えるべきである」というものは、法律による具体的にかつ明確的に授権されず、直ちに當造業者への制裁・処罰性のある行政処分の構成要件および法律効果を規定してしまうことは、憲法による国民の権利を保障する趣旨に合致していないため、本解釈が公布されてから、適用することを停止すべきである。

解釈理由書：国民の行政法上の義務行為に違反する行為に対し

、制裁・処罰性のある行政処分を科することは、国民の権利に制限をもたらすことになるため、その処罰の構成要件及び法律効果について法律で定めるべきである。法律はその構成要件について命令でその補充規定として定めることを授権する場合に、授権の内容及び範囲を明確にすべきであるとしたうえ、それを以って命令を発することこそは、憲法第二三条でいう法律による国民の権利に制限をを加える趣旨に合致する。本院釈字第三一三号解釈が参考になること。したがって、国民の自由と権利とに関する事項が法律または法律による授権命令という形で規定するのは、法律留保原則に合致する。そのため、法律は命令で定めることを授権する場合に、もし国民の自由と権利とに制限を加えるのであれば、その授権の目的、範囲及び内容は具体的にかつ明確的な要件に合致すべきである。もし法律は単に概括的な授権をする場合であれば、その法律の全体的な関連する意義に鑑み判断し、特定な条文の文言に拘るべきではない。しかしながら、このよう概括

的な授権による命令は、単に母法での関連する細部または技術性のある事項についてしか定められないのであり、法律の授権範囲に超え直ちに制裁・処罰性のある条文を定めることができない。これは本院釈字第三六七号解釈を読めばわかることである。

建築法第一五条第二項に基づく「營造業に関する管理規則は内政部（総務省）により定められる」という規定は、概括的に内政部（総務省）に營造業管理規則を定める権限を与えるのである。この授権条項は授権の内容および範囲について明白に規定していないものの、法律の全体から解釈すれば、立法者は主管機関に營造業登録の要件、營造業及びその従業員の行為準則、主管機関の監督管理等の事項について、その行政専門性を考慮したうえ、法規命令（行政命令）を定めさせ規律すると推知することができる。内政部の改正した中華民国七二（1983）年五月一一日に營造業管理規則第三〇条第一項第一款（七五（1986）年四月三〇日に改正した条文は第

三一条第一項第九款である。これは現在まで現行規則の条文と同じである。）による「連續的に三年内に本規則又は建築法規の規定に三回以上に違反する場合に、省（市）主管機関から中央主管機関に報告し認められた後その登録証明書を取り消し、また公報に載せる」という定め、また内政部七四（1985）年一二月一七日（七四）台内營字第三五七四二九号の通達による「營造業は營造業管理規則による主（専）任技師が出国またはその他の原因のため職務をすることができない場合に、一ヶ月を超えてその状況はもはやなくなつたとき、警告処分を与えるべきである」というものは、公共利益に基づく考量であり、行政主管機関が監督権を行使する範囲内によるものであるとは言うけれども、国民の権利に制限を加えることになるため、上述した説明に鑑み、法律留保原則を適用する余地がある。なぜなら、「登録証明書を取り消す処分」は、管理規則に違反する場合に与える義務的な処罰であり、すでに所有している権利・利益に対する不利益的な処分であ

る。また警告処分はすでに登録証明書を取り消す法律効果を発するため、行政処分の種類の一にもなるわけである。いずれも法律または法律による具体的に明確的な授権により定めるべきであり、これも憲法でいう国民の権利を保障する趣旨に合致するのである。

以上のように、建築法第一五条は単に営造業管理規則を定めることを概括的に授権するに止まり、登録証明書を取り消すまでは授権していない。その他義務違反に対する処罰の構成要件及び制裁方式については、すでに同法第八五条から第九五条までにそれぞれ明文に定められている。それゆえ、上述した営造業管理規則第三一条第一項第九款及び、内政部七四（1985）年一二月一七日（七四）台内營字第三五七四二九号の通達は、法律による明白な授権根拠に欠けており、憲法による国民の権利を保障する趣旨に合致しておらず、本解釈が公布される日から適用することを停止すべきである。